

奈良県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旗尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 成典	香芝市高九四
〃	黒松 延次	〃 〃 一一―二
〃	黒松 宏允	〃 〃 五四
〃	松井 進	〃 〃 一七
〃	中岡 隆詞	〃 上中三七三―一
〃	山本 貢	〃 〃 二九七
〃	坂口 和雄	〃 今泉七七七
〃	青木 ケイ子	北葛城郡上牧町大字中筋出作一〇二―一
〃	辻本 隆	〃 七五―一
〃	巽 弘文	香芝市北今市六丁目四八七
〃	中村 昌平	〃 〃 三九七
〃	宮城 康次	〃 北今市四丁目一九九―一
〃	山中 伸晃	〃 北今市七丁目三〇六―一
〃	吉村 増雄	〃 〃 三〇〇―一
監事	青木 重雄	〃 北今市三丁目一七九―一―一
〃	松井 和則	〃 高四
〃	吉村 勝昭	〃 上中三二五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 成典	香芝市高九四
〃	先山 茂男	〃 〃 一〇二―二
〃	松井 進	〃 〃 一七
〃	喜多 輝昌	〃 〃 三二
〃	山本 一男	〃 上中二九四

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小西	坂口	辻本	青木	巽	中村	宮城	芳倉	吉村	松本	辻本	黒松
茂喜	和雄	隆	善一	弘文	昌平	康次	忠義	増雄	光弘	忠茂	貞光
〃	〃	北葛城郡上牧町大字中筋出作七五―一	〃	香芝市北今市六丁目四八七	〃	〃	〃	〃	〃	北葛城郡上牧町大字中筋出作一〇七	香芝市高八一
旭ヶ丘一丁目三〇―一	今泉七七七		大字上牧三四八―二		三九七	北今市四丁目一九九―一	北今市六丁目四〇三	北今市七丁目三〇〇―一	上中二八九―四		